

令和5年9月12日

共 産 党

宅配等軽貨物業に従事する個人事業主の雇用・労働環境に関わる法整備を求める意見書（案）

令和5年6月、宅配大手のヤマト運輸が、顧客企業のカタログやチラシを各家庭に配達する業務を委託してきた個人事業主との契約を令和6年1月31日付で終了する通告を行い、問題となっている。

契約している個人事業主は全国で約3万人に上るとされ、契約終了後の新たな契約や業務移行の補償もないため、通告の撤回等を求める声が上がっている。

本件は、ヤマトグループが日本郵政グループとの業務提携を締結し、ヤマト運輸の宅配業務の一部を日本郵政のサービスに移管する計画によるものであるが、昨今の「トラックドライバー不足」を補う策としている。コロナ禍で宅配需要が増加し、宅配や軽貨物業の個人事業主が急増したものの、拘束・連続運転の規制や社会保障や就労環境・労働時間などについての法規制がなく、無権利の状態に置かれている。ドライバー不足は流通に直接打撃があるだけでなく、国民生活にも大きな影響を与えるものであり、根本的な解決が求められている。

よって、板橋区議会は、政府に対し、適正な流通を維持するためにも、それを支えている宅配・軽貨物業に従事する個人事業主を保護するための法整備を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名